

居住支援法人指定のご案内

1 居住支援法人とは

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者*の居住支援に係る担い手として、東京都の指定を受けた法人です。

*高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者や外国人等の住宅の確保に特に配慮が必要な方のことです。

2 居住支援法人に指定されると

- 東京都のホームページで居住支援法人であることが公開されます。
- 国の補助金を活用できる場合があります。

3 居住支援法人の業務と支援イメージ

- 東京ささエール住宅*の入居者への家賃債務保証
- 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居するための住宅相談や情報提供
- 見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援

*セーフティネット住宅の東京都独自の愛称です。

民間賃貸住宅への入居における課題と住宅確保要配慮者に必要な支援のイメージ

	入居前	入居中	退去時
 住宅確保要配慮者	属性による入居制限 契約手続きが複雑 保証人等の確保が困難	体調・仕事等への不安 管理に対する不満	孤立死への不安 住み替えに伴う作業 が負担
 居住支援法人	入居の相談 物件情報等の提供 家賃債務保証への支援 緊急連絡先の提供 入居可能な住宅の確保等	見守り、生活相談、 緊急時対応等の サービス提供 行政機関との連携	入退去時の立会い 家財・残置物の整理 葬儀代行サービス等
 貸主	借り手が見つからない 入居中のトラブルを懸念	家賃の滞納、孤立死、 近隣トラブル等への不安	原状回復を巡るトラブル 家財・残置物への不安

4 居住支援法人の指定に関する手続等について

指定までの流れ



申請者

- ① 事前相談
- ② 申請書類の提出（郵送）
※必要に応じて申請書類の修正等
- ③ 申請内容のヒアリング（来庁）

- ④ 申請内容・ヒアリング結果の審査
- ⑤ 指定（都のHPに掲載）



東京都

申請に必要な書類

- 支援業務の実施に関する計画書
- 貸借対照表や財産目録
- 法人や職員の活動実績（少なくとも1年以上の間）が分かる書類 など

指定の基準の主なポイント

- ☑ 支援業務の具体的な内容やその実施方法、実施体制等が適切であるかを確認
- ☑ 債務超過でないなど、支援業務を適確に実施できる健全な財務状況であるかを確認
- ☑ 法人の具体的な活動内容・実績（少なくとも1年以上の間）から、法人として支援業務を適切に実施できるかを確認
- ☑ 支援業務を担当する職員の具体的な活動内容・実績（少なくとも1年以上の間）から、支援業務を適切に実施できるかを確認

※ 指定基準の詳細は東京都のホームページをご確認ください。
申請書等の様式もダウンロードできます。

東京都 居住支援法人

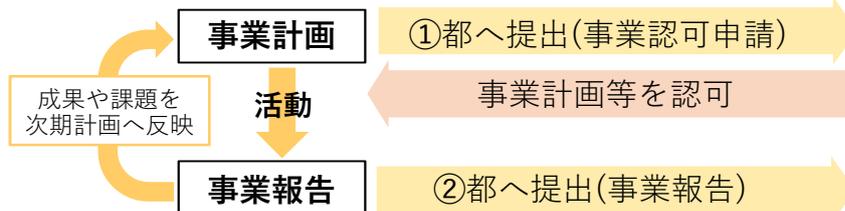


5 指定後の手続について

事業年度ごとに、以下の①及び②の手続が必要です。



居住支援法人



東京都

- ① 事業認可申請：事業年度開始前までに、支援業務に係る事業計画書及び収支予算書を提出
- ② 事業報告：事業年度終了後3か月以内に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書、法人全体に係る財産目録及び貸借対照表を提出

6 お問い合わせ・申請書類の提出先

東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課 住宅セーフティネット担当
東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第2本庁舎13階

03-5388-3320 (直通)